

# 「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方（中間案）」 に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

## 1 実施概要

### (1) 意見募集期間

平成 27 年 10 月 13 日（火曜日）から平成 27 年 11 月 13 日（金曜日）

### (2) 周知・啓発に関する取組み（資料 2）

- ① 市政だより及び市ホームページへの掲載
- ② 市民説明会の開催（各区、5カ所）
- ③ 市施設・公的機関における配布・閲覧（96ヶ所）  
各区役所・総合支所、市政情報センター（本庁舎・宮城野区・若林区・太白区）、仙台市福祉プラザ、各市民センター、のびすく、市民活動サポートセンター、仙台公共職業安定所等
- ④ 障害者関係団体・事業所等、権利擁護関係団体、特別支援学校への配布（477ヶ所）  
福祉関係各種法人、障害福祉サービス事業所、障害者団体、精神科病院、特別支援学校、ひとにやさしいまちづくり協議会加盟団体、成年後見サポート推進協議会等
- ⑤ 民生委員児童委員への配布（1,527人）
- ⑥ 各地区社会福祉協議会会長への配布（103ヶ所）
- ⑦ 仙台市メール配信サービスでの配信
- ⑧ 障害福祉サービス事業所等へのEメール送付
- ⑨ 事業者団体への訪問・郵送（訪問：11ヶ所、郵送：2ヶ所）
- ⑩ 事業者団体ホームページ掲載、広報誌掲載、会員への配布、研修会での周知
- ⑪ 第13回ココロン・カフェ、ココロン・カフェ☆スペシャルの開催、ココロン・カフェ in SHOKEIでの周知

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール

## 2 意見数

### (1) 提出者数 36人・団体

内訳：専用はがき(12)、電子メール(専用メール 14、インターネット広聴 2)、ファクス(8)

### (2) 意見件数 113件

## 3 送付された意見等

### (1) 意見の内訳

内訳	件数	内訳	件数
1 前文	3	6 不当な差別的取扱いの禁止等	7
2 目的	1	7 合理的配慮の提供	1
3 定義	3	8 基本的な施策	23
4 基本理念	2	9 差別等に関する相談等	15
5 市、事業者、市民の責務や役割	2	10 その他	56
合 計			113